

■適正化 事業所巡回指導における巡回頻度について

- ① 原則として2年に1回の巡回頻度とする。但し、霊柩事業所は別途する。
- ア) 安全性評価事業「Gマーク制度」認定事業所に対しての巡回頻度は4年を原則とする。
但し、平成19年以降長年に渡って巡回指導が実施されていない現状に鑑み、今後数年をかけて、計画的に実施するものとする。
- イ) 巡回指導の結果、総合評価が悪い事業者への改善方策としては、巡回指導の間隔を短縮するなど、岩手運輸支局との連携強化を図る中で対応する事とし、当分の間、前年度において、『D・E判定』事業所については、巡回指導の間隔を短縮して1年とする。
- ② 新規並びに新設の事業所については、運輸開始後6ヶ月を目処に実施し、その後1年後に実施し、それ以降は①～②によるものとする。※国土交通省通達（國自貨第87号の2）巡回指導の指針等の一部改正に伴い平成27年6月1日以降に申請があった新規許可事業者の巡回指導については運輸開始後1カ月から3ヶ月以内に実施する事となります。

■安全性優良事業所 表彰について

平成26年3月に、『貨物自動車運送事業の輸送の安全について、長期間に渡って安全対策の徹底等により荷主や社会に対し、多大な貢献をしている事業者で、その安全対策が顕著な功績が認められる事業所』を対象とした表彰制度が創設されました。平成26年度は岩手運輸支局長表彰を3事業所が受賞しております。

■主な運輸支局表彰の基準

- Gマーク認定を連続して10年以上取得
- 表彰の基準（運輸支局長表彰に限る）
 - ① 表彰日直前の3年間、無事故
 - ② 表彰日直前の1年間、行政処分なし
 - ③ 運転者教育が定期的に行われる
 - ④ 配置車両の90%以上に、デシタコ又はドラレコが装着され運転者教育等に反映している
 - ⑤ Gマーク認定により、荷主からの評価若しくは安定的な経営を確保できている
 - ⑥ 運転記録証明書を利用し、個別指導に活用している

※平成27年度の受付期日は、8月7日（金）となっております。

■適正化 巡回指導時における改善指導項目（否）内容

■巡回事業所 32件

（平成27年4月）

順位	重点	項目	該当件数	(否) 該当理由	件数	(否) 合計	該当件数に対する(否) 合計比率 (%)
①	○	(10) 運行指示書の作成・携行・保存	8	改善基準告示違反（知識不足）	2	4	50.0%
				保存・管理不足（正・副、携行なし等）	1		
				未作成	1		
②	○	(13) 特定の運転者に対する適性診断	23	対象者人数不足	9	9	39.1%
				知識不足（忘れ等）	0		
				適正診断なし（診断知識なし）	0		
③	○	(12) 特定の運転者に対する特別教育	23	対象者人数不足	3	7	30.4%
				事故履歴未取得	4		
				教育指導なし（教育知識なし）	0		
④		(5) 営業報告書・事業実績報告書の提出	15	提出忘れ（100日以上経過等）	4	4	26.7%
				知識なし	0		
⑤	◎	(5) 過労（運転）の防止	32	改善基準告示の知識不足	0	8	25.0%
				連続運転（4時間超）	2		
				拘束時間超過（1日、1週間、1ヵ月等）	1		
				休息時間不足（荷主要請等） ※1	5		
⑤	◎	(7) 点呼の実施及び記録・保存	32	一部未実施 ※2	3	8	25.0%
				中間点呼未実施	3		
				早朝・深夜未実施（管理者不在等）	3		
				全未実施	0		
				検知器未使用（早朝・深夜・帰庫時・携帯なし等）	0		
				記録不足（検印・後付け等）	0		
知識不足（点呼時期不適切等）	2						

※1 運行管理者より各運転手への意識付け（休息保持）を行う。それぞれを行う事により改善に近づくとと思われる。

※2 補助者の選任を行う。